

JA松阪の組合員になりませんか!!

JA（農業協同組合）は、人々が連帯し、助け合うことを意味する「相互扶助」の精神のもと自分たちの農業経営や生活を守りよりよい地域社会を築くことを目的としています。農業を営んでいる人たちと地域の人々が出資し組合員となり運営・利用する組織です。みなさまも、JA松阪の組合員になり協同組合の活動への参加・事業利用をしませんか!!

JAに関する Q&A ?

Q JAってなに？

Japan Agricultural cooperatives（日本の農業協同組合。農協の愛称です）

Q 組合員でないとJAは、利用できないの？

いいえ。組合員以外の方でもJAはご利用いただけますが、組合員の特典や受けられないサービスがあります。

Q 組合員には、誰でもなれるの？（※1）

はい。農業を営む人も、営んでいない人も、基本的には組合員になることができます。

JA松阪では、JA松阪管内（旧嬉野町・旧三雲町を除く）にお住まいの方、または管内にお勤めの方で、JA松阪の事業を利用したり活動に参加していただける方は、出資（1口：5,000円以上）をしていただくと組合員になることができます。また、出資配当金をお振込みする口座の開設も同時にお願ひ致します。なお、組合員には、正組合員（農業を営む人）と、准組合員（農業を営んでいない人）があります。

※1 組合員加入の際には当組合定款に定める所定の条件を満たしていることが必要です。条件によりましては加入をお断りさせていただく場合もございますのでご了承ください。

Q 「出資金」は何に使われるの？

出資金は、JAの資本金として、長期的・安定的な運営のために使われています。この出資金は、他の地区への引越し等で組合員を脱退される場合、年に1回、決められた時期におかえいたします。また、出資配当金を年に一度お支払いいたします。

Q 准組合員は正組合員とどう違うの？

准組合員は、正組合員と違い、組合運営にかかる議決権や選挙権などはありません。

Q JA松阪の組合員になると、どのような特典があるの？

特典については、事業を利用することにより、いろいろございます。（詳しくは裏面をご覧ください。）

●JA松阪のシンボルキャラクター●



JA松阪のシンボルキャラクター
バグ レディー

組合員加入をご希望される方へ

JA松阪の組合員加入をご希望される方は、最寄りの各支店・店までご連絡ください。

組合員特典

事業を利用することにより、いろいろございます。詳細については裏面をご覧ください。

組合員加入していただいた場合の特典

ご利用いただける主なサービス		組合員の方（正組合員・准組合員）	組合員以外の方
金融	①貯金のご利用 ②各種ローンのご利用 【お問い合わせ先】 お近くの各支店・店	① 組合員特典付きキャンペーン貯金のご利用対象 となります ②各種ローンのご利用対象となります 一部ローンについては、 金利の割引 が受けられます (正組合員のみ)	組合員特典のご利用が受けられません
共済	JA共済のご加入 【お問い合わせ先】 お近くの各支店・店	共済種類によっては加入条件によって組合員以外の方に比べ、 ご加入いただきやすい 場合があります	共済種類によっては一部ご加入いただけない場合があります
営農	営農に関するご相談 【お問い合わせ先】 営農振興センター 東部 Tel 0598-50-1991 西部 Tel 0598-58-0730	JA 松阪農業塾「菜園塾」にお申し込みいただけます ファーマーズマーケットの会員にご加入できます	左記サービスをご利用いただくことが出来ません
葬祭 (会館葬)	会館のご利用 【お問い合わせ先】 メモリアルホール リーフ Tel 0598-53-1800 フリーダイヤル 0120-877-282 メモリアルホール笹川リーフ Tel 0598-36-1800 フリーダイヤル 0120-818-770	正組合員：会館使用料無料 准組合員：会館使用料半額	通常価格でのご利用となります、
給油所	【お問い合わせ先】 榎田給油所 Tel 0598-28-2211 黒部給油所 Tel 0598-59-1052 川井町給油所 Tel 0598-21-2710 宮前給油所 Tel 0598-46-1135	店頭表示価格よりお値打ちに給油いただける 組合員感謝デーを実施しております	店頭表示価格でのご利用となります
その他	自動車センターのご利用 【お問い合わせ先】 JA松阪自動車センター Tel 0598-28-2522	車検ご利用時、 組合員割引 が受けられます	通常価格でのご利用となります

※ 上記の特典は、平成30年3月現在のものです。詳細につきましては、最寄の各支店・店・事業所にお尋ねください。

※ 表示価格は全て税込みです。

【注】脱退（死亡、資格喪失を除く）を希望される場合、定款の定めにより請求の日から60日を経過した日以降に到来する事業年度末に確定し、総代会の承認後に脱退金を払い出します。

個人情報の取り扱いについて

JA松阪では、『個人情報保護方針』を定め、適切な個人情報の管理・対応を行っております。組合員加入の際には、加入申込書に記載の事項をご参照ください。



〒515-0205 三重県松阪市豊原町 1043 番地の1
電話 (0598) 28-2111 (代) FAX (0598) 28-6599
<http://www.ja-matsusaka.or.jp>

お問い合わせ先